

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を踏まえ、施設利用のガイドラインを次のように設定する。

1、適切な感染防止対策の徹底

(1)感染防止対策の周知について

- 施設入口、施設内に感染防止への協力を求めた掲示を行う。
- ホームページにて感染防止への協力を求めた文書を掲載する。

(2)利用者の体調確認方法について

一般利用者・団体利用者共に体調不良の者については入場・利用を禁止する。

【一般利用者】

- 事務所受付、チケット販売所、入口ゲートで体調管理を求める掲示を行う。
- 事務所受付、入口ゲートで健康チェックカード(名前・検温記録・連絡先)の記入提出をお願いする。

【団体利用者】

- 来場時に参加者全員の連絡先・検温記録を記した名簿の提出をお願いする。

(3)体調不良者がいた場合

- 体調不良者は利用を中止していただく。状況に応じて名前・連絡先等の提出をお願いする。

(4)人数制限や利用時間制限などの運用方法について

- 『三重県指針』最新版に沿って運用する。
- 参加人数にかかわらず「三つの『密』」が発生しない席の配置や、人と人の距離の確保、マスクの着用等基本的な感染防止対策を講じるよう依頼する。
- 団体利用の責任者には参加者全員の名前・連絡先の把握をお願いする。

(5)県外の皆様への対応について

- 『三重県指針』最新版に沿って運用する。

(6)換気や消毒の場所、方法、タイミングについて

- 会議室・控室等の利用にあたり送風機・大型扇風機を設置し換気をするとともに、利用者による定期的な換気(1時間毎)を依頼する。
- 屋内施設・会議室・控室等について密集が懸念される場合は原則利用禁止とする。
- 会議室・控室・更衣室等の利用後にはドアノブ・手すり・スイッチなどの消毒を行う。トレーニング室については、利用後にマシン等の消毒も行う。
- 各施設の入口、トイレ、会議室等不特定多数の利用が考えられる場所に手指消毒用アルコールを設置し手指消毒を推奨する。

(7)施設スタッフの感染防止対応・対策について

- 出勤前の検温、マスクの着用、手指消毒を徹底する。
- 管理事務所・使用している部屋等の換気(窓や出入口の開放)を行う。
- 定期的にドアノブ、手すり、スイッチ等を消毒する。
- 受付口に透明の防護用仕切りを設置する。